



島根県報

平成23年3月1日（火）

号外第22号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第142号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	上意東揖屋線	八東郡東出雲町大字上意東1955番1地先から同1931番1地先まで	前	メートル 6.10～7.30	メートル 150.20	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	10.10～29.00	150.20		
"	多伎インター線	出雲市多伎町118番20地先から同町71番地先まで	前	4.00～22.90	391.00	道路改良工事 拡幅	
			後	16.70～48.20	391.00		
"	"	出雲市多伎町71番地先から同町137番7地先まで	前 A	9.50～20.60	261.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	9.50～20.60		261.00
				B	11.90～55.20		237.00
"	"	出雲市多伎町137番7地先から同町121番4地先まで	前	9.10～22.50	157.40	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.90～42.50	155.00		
"	"	出雲市多伎町121番4地先から同町2322番7地先まで	前 A	5.90～22.80	213.90	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.90～22.80		213.90
				B	20.90～50.80		212.00

"	"	出雲市多伎町2322番7 地先から同町2323番1 地先まで	前	12.40～ 21.90	59.90	道路改良工事 拡幅 区域の延伸
			後	27.10～ 52.10	86.00	
"	弥栄旭イン ター線	浜田市金城町小国ハ407 番2地先から同ハ276番 3地先まで	前	3.20～ 18.80	313.00	道路改良工事 拡幅 浜田県土整備 事務所
			後	6.50～ 34.00	313.00	
"	"	浜田市金城町小国ハ279 番2地先から同ハ396番 1地先まで	前	3.40～ 9.50	499.00	道路改良工事 拡幅
			後	4.60～ 19.50	499.00	

島根県告示第143号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂1281番1地先から同1836番地先まで	メートル 475.00	平成23年 3月5日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市八雲町東岩坂1612番1地先から同1451番6地先まで	113.40	平成23年 3月5日		
県道	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ハ839番4地先から同ハ740番4地先まで	210.00	平成23年 3月1日	浜田県土整備 事務所	
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野ハ839番4地先から同ハ740番4地先まで	210.00	平成23年 3月1日		